

福島第一原子力発電所
特定原子力施設への指定に際し
東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対し
して求める措置を講ずべき事項についてへの
適合性について
(5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び
移送ポンプの改良について)

2023年7月

東京電力ホールディングス株式会社

本資料においては、福島第一原子力発電所の5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良に関連する「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」（平成24年11月7日原子力規制委員会決定。以下「措置を講ずべき事項」という。）等への適合方針を説明する。

本資料については、実施計画の最新認可版を引用する他、本変更認可申請で変更及び記載の適正化を予定している箇所もあわせて記載する。

目 次

I. 全体工程及びリスク評価について講ずべき事項	
1. 特定原子力施設における主なリスクと今後のリスク低減対策への適合性.....	I -1-1
II. 設計, 設備について措置を講ずべき事項	
8. 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理への適合性.....	II -8-1
9. 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理への適合性.....	II -9-1
1 2. 作業員の被ばく線量の管理等への適合性.....	II -12-1
1 3. 緊急時対策への適合性.....	II -13-1
1 4. 設計上の考慮への適合性	
① 準拠規格及び基準への適合性.....	II -14-①-1
② 自然現象に対する設計上の考慮への適合性.....	II -14-②-1
③ 外部人為事象に対する設計上の考慮への適合性.....	II -14-③-1
④ 火災に対する設計上の考慮への適合性.....	II -14-④-1
⑤ 環境条件に対する設計上の考慮への適合性.....	II -14-⑤-1
⑦ 運転員操作に対する設計上の考慮への適合性.....	II -14-⑦-1
⑧ 信頼性に対する設計上の考慮への適合性.....	II -14-⑧-1
⑨ 検査可能性に対する設計上の考慮への適合性.....	II -14-⑨-1

I 全体工程及びリスク評価について講 ずべき事項

I . 1 特定原子力施設における主なリスクと今後のリスク低減対策への適合性

I. 全体工程及びリスク評価について講ずべき事項

1. 特定原子力施設における主なリスクと今後のリスク低減対策への適合性

1号炉から4号炉については廃炉に向けたプロセス，燃料デブリの取出し・保管を含む廃止措置の完了までの全体工程，5号炉及び6号炉については冷温停止の維持・継続の全体工程をそれぞれ明確にし，各工程・段階の評価を実施し，特定原子力施設全体のリスク低減及び最適化を図ること。

特定原子力施設全体及び各設備のリスク評価を行うに当たっては，敷地外への広域的な環境影響を含めた評価を行い，リスクの低減及び最適化が敷地内外の安全を図る上で十分なものであること。

措置を講ずべき事項への適合方針

1号炉から4号炉については廃炉に向けたプロセス，燃料デブリの取出し・保管を含む廃止措置の完了までの全体工程，5号炉及び6号炉については冷温停止の維持・継続の全体工程をそれぞれ明確にし，各工程・段階の評価を実施し，特定原子力施設全体のリスク低減及び最適化を図ること，廃炉に向けたプロセス，燃料デブリの取出し・保管を含む廃止措置の完了までの全体工程を改訂していくこととし，特定原子力施設全体のリスク低減及び最適化を図ること，また，特定原子力施設全体及びALPS処理水希釈放出設備及び関連施設のリスク評価を行うに当たっては，敷地外への広域的な環境影響を含めた評価を行い，リスクの低減及び最適化が敷地内外の安全を図る上で十分であるよう設計する。

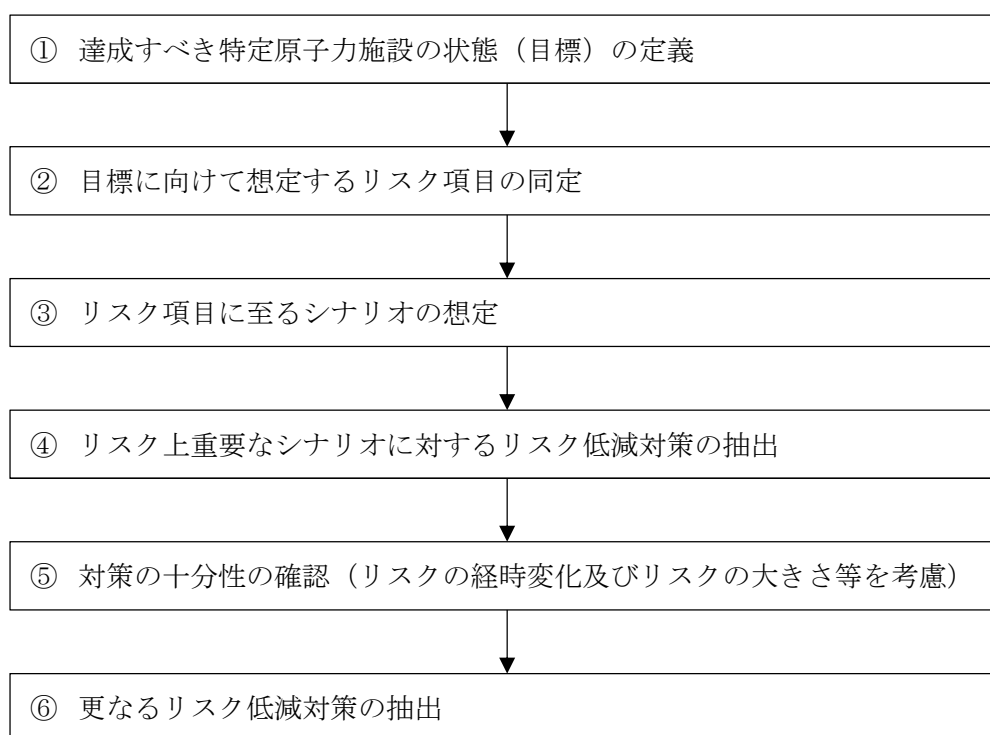
具体的な対応方針

(1) リスク評価の考え方

特定原子力施設のリスク評価は、通常の原子力発電施設とは異なり、特定原子力施設全体のリスクの低減及び最適化を図るために必要な措置を迅速かつ効率的に講じていくことを前提として実施する必要がある。以下にリスク評価の実施手順を示す。

また、特定原子力施設におけるリスク評価に関して、現時点で想定される敷地外への影響評価を(2)～(3)に示す。(2)においては、現時点における特定原子力施設の敷地境界及び敷地外への影響評価を示し、(3)においては、リスク評価で想定したリスクに至るシナリオの中で最も影響の高い事象を中心に評価した結果を示す。

a. リスク評価の手順



① 達成すべき特定原子力施設の状態（目標）の定義

特定原子力施設におけるリスク評価を実施するに際して、達成すべき状態（目標）を設定した上で目標に向けた活動に係るリスクを評価する必要がある。目標設定については、中長期的な観点で普遍的な目標を大目標及び中目標として設定した。小目標については個々の活動を実施する目的として設定されるものである。

【大目標】

特定原子力施設から敷地外への放射性物質の影響を極力低減させ、事故前のレベルとする

【大目標達成のための中目標】

- 1) プラントの安定状態を維持しながら、廃止措置をできるだけ早期に完了させる
- 2) 敷地外の安全を図る（公衆への被ばく影響の低減）
- 3) 敷地内の安全を図る（作業員への被ばく影響の低減）

② 目標に向けて想定するリスク項目の同定

上記①のうち『敷地外の安全を図る』及び『敷地内の安全を図る』が達成できない状態を現状の主たるリスクと考え、以下の具体的なリスク項目を同定した。

『敷地外の安全を図る（公衆への被ばく影響の低減）』に関連したリスク項目

- i) 大気への更なる放射性物質放出
- ii) 海洋への更なる放射性物質放出

『敷地内の安全を図る（作業員への被ばく影響の低減）』に関連したリスク項目

- iii) 作業員の過剰被ばく

③ リスク項目に至るシナリオの想定

リスク評価を行うに当たっては危険源の同定が必要であり、特定原子力施設においては、放射性物質の発生源をその危険源として考え、放射性物質の発生源毎にリスク項目に至るシナリオを想定する。

また、作業員の過剰被ばくについては、ICRPの放射線防護の3つの原則である「正当化の原則」、「線量限度の適用の原則」、「最適化の原則」に基づきリスク分析を実施する。

シナリオの想定については全体のリスクを理解しやすいようにするため、まずは特定原子力施設全体として現在の設備や運用でリスクを押さえ込んでいる状態がわかるように整理し、次に設備単位でリスクに至るシナリオを想定した。シナリオの想定にあたっては、設備故障やヒューマンエラーなどの内部事象の他に外部事象を考慮したシナリオを想定する。

④ リスク上重要なシナリオに対するリスク低減対策の抽出

想定したリスクのシナリオに対して現在できているリスク低減対策，今後実施するリスク低減対策を含めて抽出する。対策を抽出する際には，目標とすべき状態とそれを達成するための具体的な対策を検討する。

⑤ 対策の十分性の確認（リスクの経時変化及びリスクの大きさ等を考慮）

上記④で抽出した対策について，短期的，中長期的な視点を踏まえた対策の十分性を検討する。その際に④で抽出した対策を実施した結果として新たに発生するリスク等も抽出する。対策の十分性の確認に際しては，リスクの大きさやリスクの経時的な増減等を考慮したものとする。

⑥ 更なるリスク低減対策の抽出

上記⑤で実施した対策の十分性の確認の結果，特定原子力施設全体のリスクをできるだけ早く低減させる観点から，既存の技術で達成可能で他のプライオリティの高い対策の進捗に影響しないものについては，精力的に対策を講じることを前提として更なるリスク低減対策を抽出する。

b. リスク低減対策の適切性確認

上記 a で抽出されたリスク低減対策について，個々の対策の優先度を多角的な視点で評価する必要がある。以下に示す考え方は，個々のリスク低減対策の必要性や工程等の適切性を確認し，対策の優先度を総合的に判断するため整理したものである。しかし，適切性確認の視点等は固定的なものではなく，今後の活動の中で柔軟に見直すことを前提としている。

(a) 適切性確認の前提条件

- ①作業員の被ばく低減を含む安全の確保が最優先である。
- ②リスク低減対策の必要性の有無は，それぞれの対策について個別に確認することが，第一段階となる。（全体の適切性を確認するための基本）
- ③リスク低減対策の全体計画を構築する際には，多種多様なリスク低減対策について同じ評価項目で定量的に比較することが難しいことを認識し，効率性等も考慮して全体リスクが早く低減することを前提とする。
- ④個々のリスク低減対策の適切性確認を行う際には，組織全体として共有すべき共通的な考え方（視点）を明確にする。
- ⑤個々のリスク低減対策の適切性確認においては，実施するかしないかの判断の根拠となるように対比を明確にする。

(b) 適切性確認の視点

①対策を実施しないリスク

対策を実施する目的に照らして、対策を実施しない又は適切な時期を逃すことにより発生、増大するリスクの有無及び他の対策等に与える影響を確認する。

②放射性物質の追加放出リスク

対策の対象となるリスクの大きさを確認するために、敷地外への放射性物質の追加放出の程度を確認するとともに、対策を実施することによるリスク低減効果の程度を確認する。

③外部事象に対するリスク

対策を実施した前後の状態において、地震、津波等の外部事象に対するリスクの有無及び他の対策等に与える影響を確認する。また、外部事象に対してより安定的なリスクの押さえ込みができる環境、方法が他にないかどうかを確認する。

④時間的なリスクの増減

対策を実施しなかった場合に、時間的にリスクが増減するかどうかを確認する。

(例えば設備の劣化、放射能インベントリの増加に伴うリスク増加)

⑤実施時期の妥当性

対策を開始、完了させる時期に対して、環境改善の必要性、技術開発の必要性、他の作業との干渉、全体リスクを速やかに低減させるための対策の順番を確認する。

⑥対策を実施するリスク

対策を実施する段階や実施した後に発生、増大するリスクの有無及び他の対策等に与える影響を確認する。また、対策を実施することで発生、増大するリスクには不測の事態においてマネジメントが機能しない可能性も確認する。

⑦対策を実施できないリスク

不測の事態等で対策を実施できない場合の計画への影響及び他に選択できる対策の有無を確認する。また、複数の選択肢を持った対策を検討する必要があるかどうかを確認する。

c. リスク評価時に考慮すべき事項

前述の手順に基づきリスク評価を実施する際には、以下の事項を考慮することにより、特定原子力施設におけるリスクを体系的に俯瞰できるように整理する。

(a) 放射性物質の量や種類

放射性物質の発生源に着目し、放射性物質の量（インベントリ）や種類（デブリ、燃料集合体、原子炉への注水、雨水の浸入、地下水の浸透等によって原子炉建屋等で発生した高レベルの放射性汚染水（以下「汚染水」という。）等）を考慮したリスク評価を実施す

ることにより、対策の必要性や緊急性を合理的に評価でき、適切かつ効率的なリスク低減のためのアプローチを行うことができる。

(b) 内部事象と外部事象

リスクが顕在化する起回事象毎にリスク評価を実施することにより、起回事象からのシナリオに応じた適切な対応が行われているか整理することができ、全体を俯瞰したりリスク低減対策の漏れ等を洗い出すことができる。

(c) 発生可能性と影響範囲

起回事象からのリスクのシナリオにおける発生可能性や影響範囲を考慮することにより、合理的な対応や広がりやを考慮した対応が取られているかを評価することができる。

(d) 対策の有効性

現状行われている対策や実施予定の対策を多層的に整理し、それぞれの対策の有効性を評価することにより、対策の十分性の確認をよりの確に実施することができる。

(実施計画：I-2-1-1～5)

(2) 特定原子力施設の敷地境界及び敷地外への影響評価

特定原子力施設の敷地境界及び敷地境界外への影響を評価した結果、平成24年10月の気体廃棄物の追加的放出量に起因する実効線量は、敷地境界において約 3.0×10^{-2} mSv/年であり、特定原子力施設から5km地点では最大約 2.5×10^{-3} mSv/年、10km地点では最大約 8.9×10^{-4} mSv/年であった。

また、敷地内各施設からの直接線・スカイシャイン線による実効線量は、敷地境界において約9.4mSv/年であり、5km地点では最大約 1.4×10^{-18} mSv/年、10km地点では最大約 2.4×10^{-36} mSv/年であった。

一方、文部科学省において公表されている「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の20km圏内の空間線量率測定結果（平成24年11月11日～13日）」によると、特定原子力施設から約5km地点の空間線量率は $5.2 \sim 17.8 \mu\text{Sv/h}$ （約46～約156mSv/年）、約10km地点の空間線量率は $2.2 \sim 23.5 \mu\text{Sv/h}$ （約20～約206mSv/年）である。

これらの結果から、特定原子力施設の追加的放出量等から起因する実効線量は、5km地点において空間線量率の約18,000分の1以下であり、10km地点において空間線量率の約21,000分の1以下であるため、平常時において5km地点及び10km地点における特定原子力施設からの影響は極めて小さいと判断する。

(実施計画：I-2-2-1)

(3) 特定原子力施設における主なリスク

a. はじめに

特定原子力施設の主なリスクは、特定原子力施設が放射能を内在することに起因すると考えられ、また、現在の特定原子力施設において放射能を内在するもの（使用済燃料等）は、以下のように整理できる。

- ① 原子炉圧力容器・格納容器内の溶融した燃料（燃料デブリ、1～3号機）
- ② 使用済燃料プールの燃料（1～4号機）
- ③ 5・6号機の使用済燃料プールの燃料
- ④ 使用済燃料共用プールの燃料
- ⑤ 使用済燃料乾式貯蔵キャスクの燃料
- ⑥ 放射性廃棄物

ここでは、上記の放射能を内在するものについて、それぞれ個別に現在の状態におけるリスクを定量的もしくは定性的に評価することにより、現在の特定原子力施設のリスクについて評価する。

（実施計画：I-2-3-1-1）

（中略）

⑥ 放射性廃棄物

特定原子力施設内の放射性廃棄物について想定されるリスクとしては、汚染水等の放射性液体廃棄物の系外への漏えいが考えられるが、以下に示す様々な対策を行っているため、特定原子力施設の系外に放射性液体廃棄物が漏えいする可能性は十分低く抑えられている。

なお、汚染水の水処理を継続することで放射性物質の濃度も低減していくため、万一設備から漏えいした場合においても、環境への影響度は継続的に低減される。

【設備等からの漏えいリスクを低減させる対策】

- ・ 耐圧ホースのポリエチレン管化
- ・ 多核種除去設備等により、汚染水に含まれるトリチウム以外の放射性物質を、東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示（以下「告示」という。）に規定される濃度限度との比の総和が1未満となるよう浄化処理した水（以下「ALPS処理水」という。）の海洋放出による、ALPS処理水等を貯蔵するタンク（以下「中低濃度タンク」という。）の解体・撤去

【漏えい拡大リスクを低減させる対策】

- ・ 中低濃度タンク廻りの堰，土嚢の設置
- ・ 放水路の暗渠化
- ・ 漏えい検知器，監視カメラの設置

また，放射性気体廃棄物については，原子炉格納容器内の温度上昇時の放出がリスクとして考えられるが，これについては燃料デブリに関する注水停止のリスク評価に包含されている。放射性固体廃棄物等については，流動性，拡散性が低いため，敷地内の特定原子力施設からの直接線・スカイシャイン線に関するリスク評価に包含されている。

(実施計画：I-2-3-7-1)

(4) 特定原子力施設の今後のリスク低減対策

現状，特定原子力施設の追加的放出等に起因する，敷地外の実効線量は低く抑えられている（(2)参照）。また，多くの放射性物質を含有する燃料デブリや使用済燃料等において異常時に発生する事象を想定したリスク評価においても，敷地外への影響は十分低いものであると評価している（(3)参照）。

今後，福島第一原子力発電所内に存在している様々なリスクに対し，最新の「東京電力福島第一原子力発電所 中期的リスクの低減目標マップ（以下「リスクマップ」という。）」に沿って，リスク低減対策に取り組んでいく。プラントの安定状態に向けた更なる取組，発電所全体の放射線量低減・汚染拡大防止に向けた取組，ならびに使用済燃料プールからの燃料取出し等の各項目に対し，代表される様々なリスクが存在している。

各項目に対するリスク低減のために実施を計画している対策については，リスク低減対策の適切性確認の視点を基本とした確認を行い，期待されるリスクの低減ならびに安全性，被ばく及び環境影響等の観点から，その有効性や実施の要否，時期等を十分に検討し，最適化を図るとともに，必要に応じて本実施計画に反映する。

また，「(3)⑥ 放射性廃棄物」にて実施する，ALPS 処理水の海洋放出により，廃炉作業に係る敷地などのリソースを有効に活用していくことで，中長期ロードマップに沿った全体工程の達成及びリスクマップに沿ったリスク低減対策を実現していく。

a. 添付資料

添付資料－1 実施を計画しているリスク低減対策ならびに適切性

(実施計画：I-2-4-1)

- b. 5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良に関する補足説明については別紙－1参照。

5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良に関する補足説明

1. 概要

5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良に伴い、実施計画Ⅱの以下の項目について変更する。

<変更箇所>

実施計画Ⅱ 特定原子力施設の設計，設備

2 特定原子力施設の構造及び設備，工事の計画

2.33 5・6号機 放射性液体廃棄物処理系

2.33.2 5・6号機 仮設備（滞留水貯留設備）

2.33.2.2 基本仕様

2. 背景

5・6号機の建屋滞留水は、中継タンクであるフランジ型タンクに移送後、溶接型タンクへ移送し、浄化処理を行った上で、構内散水を実施している。

地震や経年劣化等による漏洩リスク低減のため、5・6号機F1・F2タンクエリアにある全てのフランジ型タンクの運用を停止する。

フランジ型タンクのうち、F2タンクエリアの中間タンク（以下、C群タンク）を運用停止するにあたり、F1タンクエリアまで直接滞留水を移送する必要があることから、移送配管の追設及び滞留水移送ポンプの基本仕様を変更する。（図1－1）

➤ 現状

- ・漏洩リスク低減のため、Fタンクエリアのフランジ型タンクの運用を停止する必要がある。
- ・現在使用している、5・6号建屋滞留水移送ラインの中間タンク（C群）が対象に含まれる。



➤ Cタンク運用停止後

- ・C群タンク運用停止に伴い、6号機T/BからN1タンクへ直接滞留水を移送する配管を設置。
- ・既存の滞留水移送ポンプ（揚程：65m）では、N1タンクまで滞留水を移送出来ないため、滞留水移送ポンプの基本仕様を変更する。（揚程：93m）

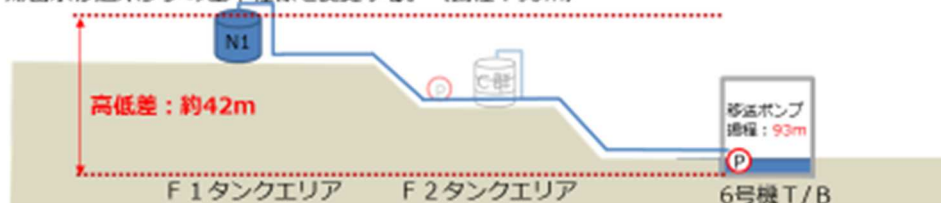


図1－1 5・6号機滞流水移送設備概略図

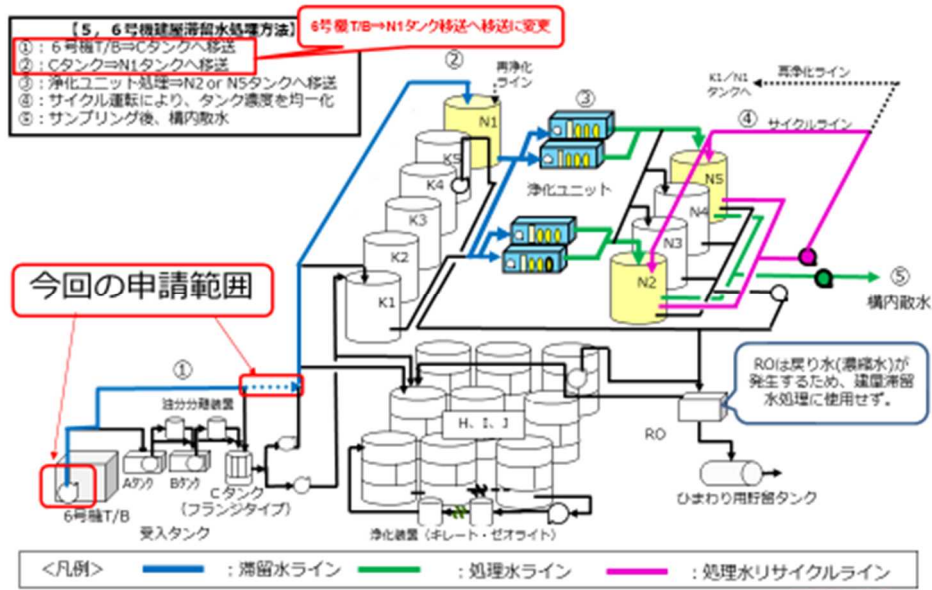


図1-2 5・6号機滞流水処理設備の全体概略図

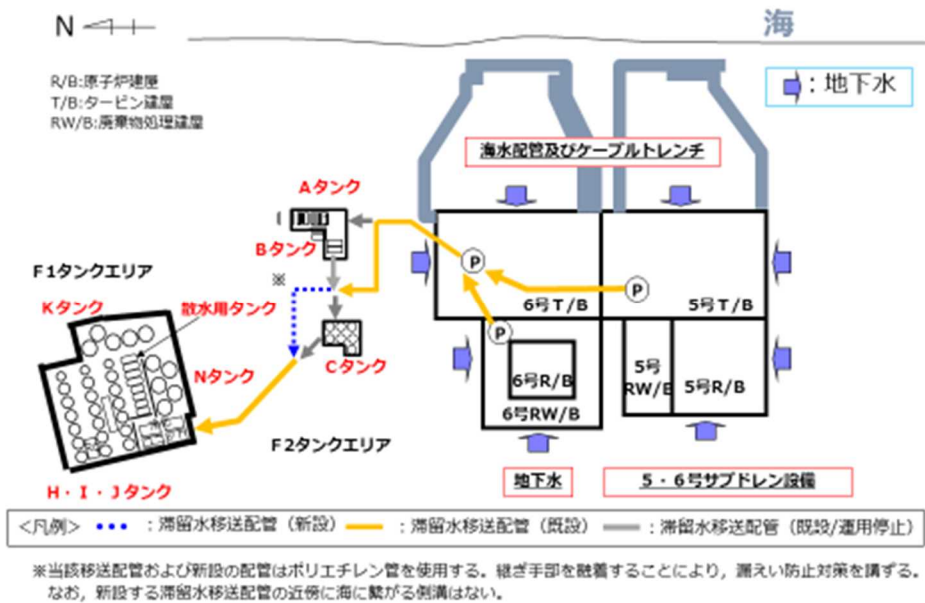


図1-3 5・6号機滞流水移送設備の全体系統図

3. 5・6号機滞留水の濃度

表1-1 5・6号機滞留水の濃度（単位：Bq/L）

	採取日時	Cs-134	Cs-137	Co-60*	全β	H-3	告示濃度限度比の和
5・6号機滞留水 (浄化ユニット処理前)	2023/5/18	<6.34E-01	1.22E+00	<7.68E-01	<8.88E+00	<1.08E+02	0.33
5・6号機滞留水 (浄化ユニット処理後)	2023/5/22	<4.92E-01	<4.81E-01	<6.81E-01	<1.73E+00	<1.27E+02	0.08

※浄化ユニット処理後はCo-60を含む「その他人工核種」が「検出されないこと」も確認し、構内散水を行うこととしている。

表 実施を計画しているリスク低減対策ならびに適切性（抜粋）

ロードマップ関連項目		想定されるリスク	リスク低減対策		目的	対応状況	個々の対策に対する適切性
プラントの安定状態維持・継続に向けた計画	滞留水処理計画	・放射性物質の系外放出リスク	汚染水処理設備等の信頼性向上	滞留水移送・淡水化装置周りの耐圧ホースのポリエチレン管化	滞留水移送・処理設備において耐圧ホースを使用している箇所をより信頼性の高いポリエチレン管等に交換することにより、滞留水、処理水の漏えいリスク、漏えい水による他の設備損傷リスク、漏えい時の作業環境悪化リスクの低減を図る。	平成 24 年 8 月対策完了	<p>①滞留水移送ラインからの放射性物質の追加放出リスクが低減しない。</p> <p>②漏えい時における放射性物質の追加放出リスクは大きい。</p> <p>③ポリエチレン管等へ取替を行うことにより、地震等の外部事象に対するリスクは低減する。</p> <p>④ポリエチレン管等へ取替を行うことにより、時間的な設備劣化損傷リスクは低減する。</p> <p>⑤可能な限り早期に実施することが望ましく、既に実施している。</p> <p>⑥対策を実施するリスクは小さい。</p> <p>⑦ポリエチレン管等の敷設が出来ない場合は、堰等により漏えいの拡大防止を図る。</p>

適切性確認の視点 ①対策を実施しないリスク ②放射性物質の追加放出リスク ③外部事象に対するリスク ④時間的なリスクの増減 ⑤実施時期の妥当性 ⑥対策を実施するリスク ⑦対策を実施できないリスク

(実施計画：I-2-4-添-1-3)

Ⅱ 設計，設備について措置を講ずべき 事項

Ⅱ.8 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理 への適合性

措置を講ずべき事項

II. 設計，設備について措置を講ずべき事項

8. 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理への適合性

- 施設内で発生する瓦礫等の放射性固体廃棄物の処理・貯蔵にあたっては，その廃棄物の性状に応じて，適切に処理し，十分な保管容量を確保し，遮へい等の適切な管理を行うことにより，敷地周辺の線量を達成できる限り低減すること。

措置を講ずべき事項への適合方針

○ 廃棄物の性状に応じた適切な処理

放射性固体廃棄物や 事故後に発生した瓦礫等の放射性固体廃棄物等については，必要に応じて減容等を行い，その性状により保管形態を分類して管理施設外へ漏えいすることのないよう一時保管または貯蔵保管する。

○ 十分な保管容量の確保

放射性固体廃棄物や事故後に発生した瓦礫等については，これまでの発生実績や今後の作業工程から発生量を想定し，既設の保管場所内での取り回しや追加の保管場所を設置することにより保管容量を確保する。

○ 遮蔽等の適切な管理

作業員への被ばく低減や敷地境界線量を低減するために，保管場所の設置位置を考慮し，遮蔽，飛散抑制対策，巡視等の保管管理を実施する。

○ 敷地周辺の線量を達成できる限り低減

上記を実施し，継続的に改善することにより，放射性固体廃棄物や事故後に発生した瓦礫等からの敷地周辺の線量を達成できる限り低減する。

(実施計画：II-1-8-1)

2.8.2 具体的な対応方針

- 5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良工事に伴う廃棄物等の発生量について

5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良工事に伴い発生する廃棄物発生量を表1に示す。

発生する瓦礫類については線量、種類、種別で分別しできる限り減容した上で、「Ⅲ章第2編2.1.1 放射性固体廃棄物等の管理」に従い、十分な保管容量を計画的に確保するとともに、これらの瓦礫類については表面線量率に応じたエリア等において保管し、定期的に巡視、保管量の確認等をおこなうことにより、適切に保管・管理する。

この廃棄物量は、「Ⅲ章第2編2.1.1 放射性固体廃棄物等の管理」に基づく想定保管量（約483,600 m³）に見込まれている。

また、本工事で発生する廃棄物については、梱包材等の持ち込みを減らすなど、極力廃棄物の発生低減に努める。

表1 5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良工事に伴い発生する廃棄物量

分類	2023年度	2024年度	備考
可燃物	0.05m ³	1.40m ³	キムタオル・ウエス、ポリ袋、フレコンバック
不燃物	0.03m ³	1.00m ³	防災シート、不燃シート、鉄
合計	0.08m ³	2.4m ³	—

- 放射性固体廃棄物の保管・管理

5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良工事に伴い発生する瓦礫類の処理・保管・管理については、実施計画Ⅲ章第2編「2.1.1 放射性固体廃棄物等の管理」の規定に基づく、発電所全体の方針に従うものとする。

具体的には、瓦礫類の想定発生量に対して、十分な保管容量を計画的に確保するとともに、これらの瓦礫類については、表面線量率に応じたエリアにおいて保管し、定期的に巡視、保管量の確認等を行う。

Ⅱ.9 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理 への適合性

措置を講ずべき事項

II. 設計，設備について措置を講ずべき事項

9. 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理への適合性

○施設内で発生する汚染水等の放射性液体廃棄物の処理・貯蔵にあたっては，その廃棄物の性状に応じて，当該廃棄物の発生量を抑制し，放射性物質濃度低減のための適切な処理，十分な保管容量確保，遮へいや漏えい防止・汚染拡大防止等を行うことにより，敷地周辺の線量を達成できる限り低減すること。また，処理・貯蔵施設は，十分な遮へい能力を有し，漏えい及び汚染拡大し難い構造物により地下水や漏水等によって放射性物質が環境中に放出しないようにすること。

措置を講ずべき事項への適合方針

< 5・6号機 >

○ 廃棄物の発生量の抑制及び放射性物質濃度低減のための適切な処理

地下水の流入により増加する低濃度の放射性物質を含む滞留水については，建屋内にて流入箇所止水を行い，発生量を抑制する。建屋から移送設備により貯留設備に移送した滞留水については，浄化し放射能濃度を確認したうえで，構内散水で滞留水を低減する。

○ 十分な保管容量確保

貯留設備の増設や構内散水による滞留水の低減により，保管容量の確保に努める。

○ 遮へいや漏えい防止・汚染拡大防止

遮へいについては，内包する滞留水の線量が低いため，設置は考慮しない。

機器等には設置環境や滞留水の性状に応じた適切な材料を使用し，漏えい防止を行う。また，タンク周辺に土嚢等を設置し，汚染拡大防止の対策を講じる。

○ 敷地周辺の線量を達成できる限り低減

上記3項目を実施し，継続的に改善することにより，滞留水の貯留に伴う敷地周辺の線量を達成できる限り低減する。

○ 漏えい及び汚染拡大し難い構造物（処理・貯蔵施設）

タンク周辺に土嚢等を設置し，漏えいの拡大の防止対策を講じることにより，万が一漏えいしても漏えい水が排水路等を通じて所外へ流出しないようにする。

(実施計画：II-1-9-2)

Ⅱ.12 作業者の被ばく線量の管理等への適合性

措置を講ずべき事項

II. 設計，設備について措置を講ずべき事項

1 2. 作業者の被ばく線量の管理等

- 現存被ばく状況での放射線業務従事者の作業性等を考慮して，遮へい，機器の配置，遠隔操作，放射性物質の漏えい防止，換気，除染等，所要の放射線防護上の措置及び作業時における放射線被ばく管理措置を講じることにより，放射線業務従事者が立ち入る場所の線量及び作業に伴う被ばく線量を，達成できる限り低減すること。

措置を講ずべき事項への適合方針

(1) 作業者の被ばく線量の管理等

- 現存被ばく状況における放射線防護の基本的な考え方

現存被ばく状況において放射線防護方策を計画する場合には，害よりも便益を大きくするという正当化の原則を満足するとともに，当該方策の実施によって達成される被ばく線量の低減について，達成できる限り低く保つという最適化を図る。

- 所要の放射線防護上の措置及び作業時における放射線被ばく管理措置の範囲

「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則」に基づいて定めた管理区域及び周辺監視区域に加え，周辺監視区域と同一な区域を管理対象区域として設定し，放射線業務に限らず業務上管理対象区域内に立ち入る作業者を放射線業務従事者として現存被ばく状況での放射線防護を行う。

- 放射性物質の漏えい防止

放射性物質濃度が高い液体及び蒸気を内包する系統は，可能な限り系外に漏えいし難い対策を講じる。また，万一生じた漏えいを早期に発見し，汚染の拡大を防止する場合は，機器を独立した区域内に配置したり，周辺にせきを設ける等の対策を講じる。

- 放射線被ばく管理

上記の放射線防護上の措置及び作業時における放射線被ばく管理措置を講じることにより，作業時における放射線業務従事者が受ける線量が労働安全衛生法及びその関連法令に定められた線量限度を超えないようにするとともに，現存被ばく状況で実施可能な遮へい，機器の配置，遠隔操作を行うことで，放射線業務従事者が立ち入る場所の線量及び作業に伴う被ばく線量を，達成できる限り低減するようにする。

さらに，放射線防護上の措置及び作業時における放射線被ばく管理措置について，長期にわたり継続的に改善することにより，放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を低減し，計画被ばく状況への移行を目指すこととする。

(実施計画：II-1-12-1)

(2) 放射線管理に係る補足説明

① 放射線防護及び管理

a. 放射線管理

(a) 基本方針

- 現存被ばく状況において、放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、今後、新たに設備を設置する場合には、遮へい設備、換気空調設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。また、事故後、設置した設備においても、放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、必要な設備の改良を図る。
- 放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、周辺監視区域全体を管理対象区域として設定して、立入りの制限を行い、外部放射線に係る線量、空気中もしくは水中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視して、その結果を管理対象区域内の諸管理に反映するとともに必要な情報を免震重要棟や出入管理箇所等で確認できるようにし、作業環境の整備に努める。
- 放射線業務に限らず業務上管理対象区域に立ち入る作業者を放射線業務従事者とし、被ばく歴を把握し、常に線量を測定評価し、線量の低減に努める。また、放射線業務従事者を除く者であって、放射線業務従事者の随行により管理対象区域に立ち入る者等を一時立入者とする。
さらに、各個人については、定期的に健康診断を行って常に身体的状態を把握する。
- 周辺監視区域を設定して、この区域内に人の居住を禁止し、境界に柵または標識を設ける等の方法によって人の立入を制限する。
- 原子炉施設の保全のために、管理区域を除く場所であって特に管理を必要とする区域を保全区域に設定して、立入りの制限等を行う。
- 核燃料物質によって汚染された物の運搬にあたっては、放射線業務従事者の防護及び発電所敷地外への汚染拡大抑制に努める。

(実施計画：III-3-3-1-2-2)

(b) 発電所における放射線管理

a. 管理対象区域内の管理

管理対象区域については、次の措置を講じる。

- 管理対象区域は当面の間、周辺監視区域と同一にすることにより、さく等の区画物によって区画するほか周辺監視区域と同一の標識等を設けることによって明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて、人の立入制限等を行う。

管理対象区域内の線量測定結果を放射線業務従事者の見やすい場所に掲示する等の方法によって、管理対象区域に立ち入る放射線業務従事者に放射線レベルの高い場所や放射線レベルが確認されていない場所を周知する。特に放射線レベルが高い場所においては、必要に応じてロープ等により人の立入制限を行う。

- 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止する。ただし、飲食及び喫煙を可能とするために、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質濃度が、法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域を設ける。なお、設定後は、定期的な測定を行い、この区域内において、法令に定める管理区域に係る値を超えるような予期しない汚染を床又は壁等に発見した場合等、汚染拡大防止のための放射線防護上必要な措置等を行うことにより、放射性物質の経口摂取を防止する。
- 管理対象区域全体にわたって放射線のレベル及び作業内容に応じた保護衣類や放射線防護具類を着用させる。
- 管理対象区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度についてスクリーニングレベルを超えないようにする。管理対象区域内において汚染された物の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域に人が立ち入り、又は物品を持ち込もうとする場合は、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度について表面汚染測定等により測定場所のバックグラウンド値を超えないようにする。
- 管理対象区域内においては、除染や遮へい、換気を実施することにより外部線量に係る線量、空気中放射性物質の濃度、及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質密度について、管理区域に係る値を超えるおそれのない場合は、人の出入管理及び物品の出入管理に必要な措置を講じた上で、管理対象区域として扱わないこととする。

(実施計画：Ⅲ-3-3-1-2-3~4)

具体的な対応方針

○ 5・6号機滞留水移送配管改良に伴う内包水移送

・作業内容と汚染拡大防止策

a. 滞留水移送配管改良の汚染拡大防止対策（図1～図3）

滞留水移送配管改良に伴い、PE管継ぎ手部およびフランジ継ぎ手部の取り外す際に内包水の水抜きが発生する。水抜きした内包水は受入タンクへ移送し、浄化ユニットを用いて処理する。

当該作業を行う際の漏えい防止策及び漏えい拡大防止策は以下の通り。

<継ぎ手部の漏えい拡大防止対策>

- (1) 滞留水移送配管の継ぎ手部を取り外す場合、袋養生、養生テープ、受け容器を設け、内包水を受けられるようにする。

<内包水移送の漏えい拡大防止対策>

- (1) 仮設ホースの継手部がレバーロック式カプラの場合、継手部を固縛し外れ防止を行う。フランジ継手部の場合、締付確認を行う。
- (2) 漏えい拡大防止策として、仮設ホースの継手部は全て袋養生することにより、漏えい時に汚染水を受けられるようにすると共に、仮設ポンプは受入タンクの堰内に設ける。また、移送中は作業員による常時監視を行う。

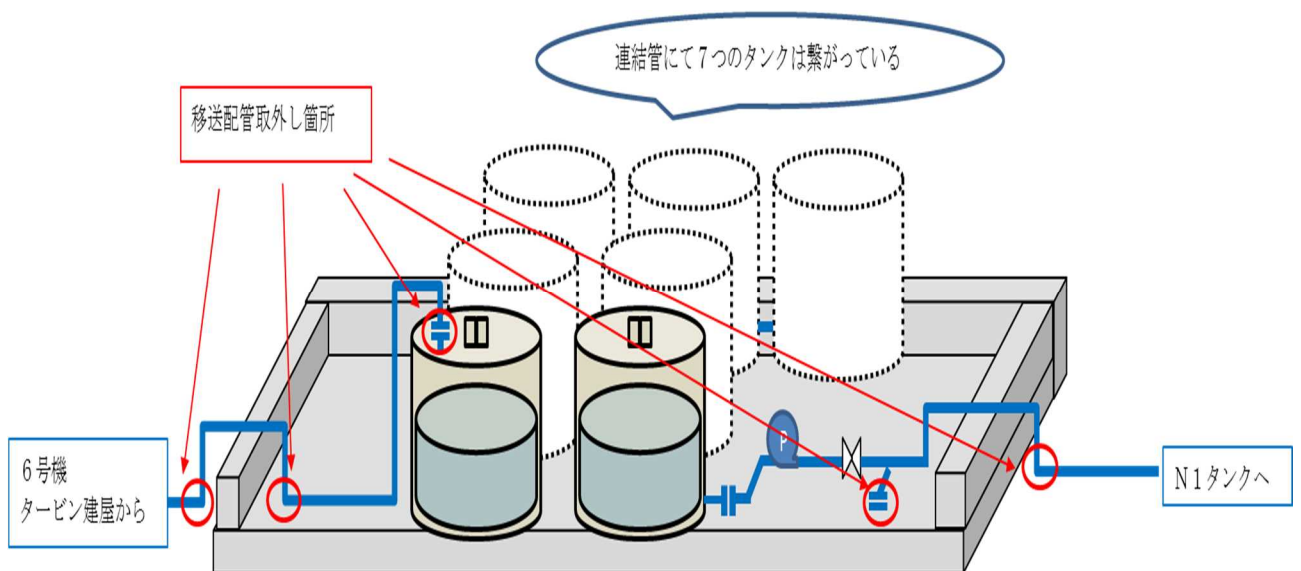


図1 5・6号機滞留水移送配管継ぎ手部取外し箇所

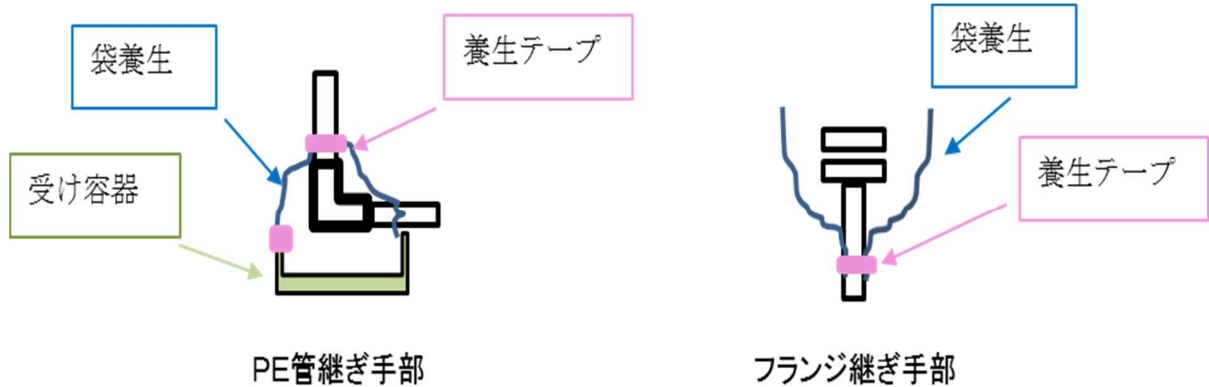


図 2：継ぎ手部の漏えい防止対策

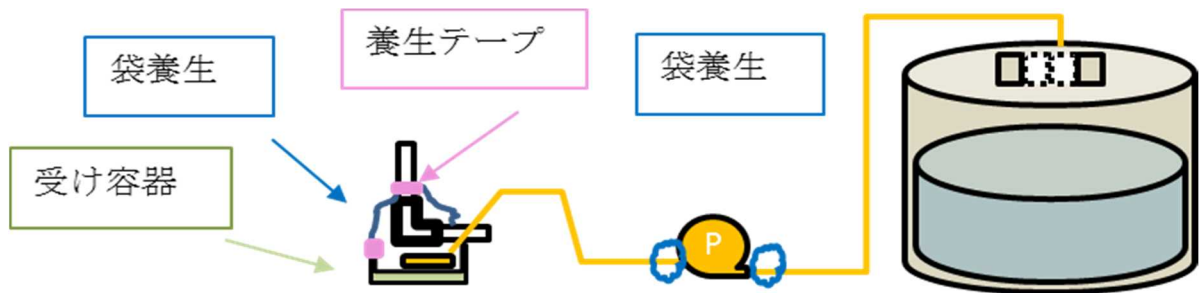


図 3：内包水移送の漏えい拡大防止対策

○作業員の被ばく低減

5・6号機滞留水貯留設備貯留タンクエリア^{※1}の空間線量率は約 0.002mSv/h 以下であり、作業員が過剰被ばくすることはないが、被ばく低減の観点から、作業エリアを区画することにより、作業員が容易に近づくことを防止する。また、線量当量率を測定し、作業員への注意喚起のために測定結果を表示する。

※1：6号機タービン建屋を含む。なお、空間線量率については5・6号機滞留水貯留設備貯留タンクエリアの約 0.002mSv/h が最大である。

Ⅱ.13 緊急時対策への適合性

措置を講ずべき事項

II. 設計, 設備について措置を講ずべき事項

1 3. 緊急時対策への適合性

- 緊急時対策所, 安全避難経路等事故時において必要な施設及び緊急時の資機材等を整備すること。
- 適切な警報系及び通信連絡設備を備え, 事故時に特定原子力施設内に居るすべての人に対する確に指示ができるとともに, 特定原子力施設と所外必要箇所との通信連絡設備は, 多重性及び多様性を備えること。

措置を講ずべき事項への適合方針

○ 基本的な考え方

緊急時対策については、『福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画』（以下『防災業務計画』という）に従い実施する。

緊急時に実施すべき事項として, 通報の実施, 緊急時態勢の発令, 情報の収集と提供, 避難誘導, 応急復旧等がある。

これらを実施するために原子力防災組織の設置・運営, 原子力防災資機材の整備, 原子力災害対策活動で使用する施設, 設備の整備等について防災業務計画で定められている。

○ 緊急時において必要な施設及び資機材等の整備について

原子力防災管理者は, 緊急時において必要な施設及び緊急時の資機材等の整備について防災業務計画に従い以下の対応を実施する。

- ・ 緊急時対策所を平素から使用可能な状態に整備するとともに, 換気浄化設備を定期的に点検し, 地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能が維持できる施設及び設備とする。また, 外部電源喪失時においても専用の非常用発電機により緊急時対策所へ給電可能である。
- ・ 退避場所又は避難集合場所を関係者に周知する。
- ・ 瓦礫撤去用の重機及び操作要員を準備し, 瓦礫が発生した場合の撤去対応が可能である。
- ・ 原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材について, 定期的に保守点検を行い, 平素から使用可能な状態に整備する。また, 資機材に不具合が認められた場合, 速やかに修理するか, 代替品を補充あるいは代替手段により必要数量又は必要な機能を確保する。

施設内の安全避難経路については防災業務計画に明示されていないが, 誘導灯により安全避難経路を示すことを基本としている。しかしながら, 一部対応できていない事項があるため, それらについては以下のとおり対応する。

- ・震災の影響により使用できない誘導灯（1～4号機建屋内）

作業にあたっては、緊急時の避難を考慮した安全避難経路を定め、この経路で退出することとする。また、使用するエリアの誘導灯の復旧を進め、適切な状態に維持する。

- ・震災の影響により使用できない非常灯（1～4号機建屋内）

施設を使用するエリアの非常灯の復旧を進め、適切な状態に維持する。

○ 緊急時の避難指示

緊急時の避難指示については、防災業務計画では緊急放送等により施設内に周知することとなっているが、緊急放送等が聞こえないエリアが存在することを考慮し、以下の対応を実施することで、作業員等特定原子力施設内にいるすべての人に的確な指示を出す。

- ① 免震重要棟にて放射性物質の異常放出等のプラントの異常や地震・津波等の自然災害を検知。
 - ② 原子力防災管理者は緊急放送装置により免震重要棟・高台等への避難を指示。
 - ③ 緊急放送が聞こえないエリアで作業を実施している場合は、作業主管Gより携帯電話にて免震重要棟・高台等への避難を指示。
 - ④ 緊急放送が聞こえないエリアでの作業員に対して上記③により連絡が付かない場合は、警備誘導班がスピーカー車により免震重要棟・高台等への避難を指示。
- ※ 建屋内等電波状況が悪く緊急放送等も入らないエリアにおいては、緊急放送が入るエリアに連絡要員を配置する、トランシーバ等による通信が可能な位置に連絡要員を配置する等通報連絡が可能となるような措置を実施する。

○ 通報、情報収集及び提供

緊急事態の発生及び応急措置の状況等の関係機関への通報連絡、事故状況の情報収集による応急復旧の実施のため、特定原子力施設内及び特定原子力施設と所外必要箇所との通信連絡設備として防災業務計画に定める以下を準備することで、多重性及び多様性を備える。

(1) 特定原子力施設内の通信連絡設備

- ・ 緊急放送（1台）
- ・ ページング
- ・ 電力保安通信用電話設備（60台）
- ・ 携帯電話（40台）

※緊急放送・ページングについては、聞こえないエリア・使用できない場所があるが、場所を移動しての連絡や電力保安通信用電話設備・携帯電話の使用、その他トランシーバの使用等により対応する。

※電力保安通信用電話設備、携帯電話については防災業務計画に定める数量を示しているが、緊急時対応として必要により、防災業務計画に定める数量を超える通

信連絡設備を使用する場合もある。

(2) 特定原子力施設と所外必要箇所との通信連絡設備

- ・ ファクシミリ装置（1台）
- ・ 電力保安通信用電話設備（60台；上記「特定原子力施設内の通信連絡設備」の再掲）
- ・ TV会議システム（1台）、IP電話（5台）、IPFAX（3台）
- ・ 携帯電話（40台；上記「特定原子力施設内の通信連絡設備」の再掲）
- ・ 衛星携帯電話（1台）

※電力保安通信用電話設備、携帯電話については防災業務計画に定める数量を示しているが、緊急時対応として必要により、防災業務計画に定める数量を超える通信連絡設備を使用する場合もある。

※防災業務計画ではこの他に緊急時用電話回線があるが使用できないため、電気通信事業者の有線電話、携帯電話、衛星携帯電話等の通信手段により通信連絡を行う。

※上記防災業務計画で定めるもの以外として、TV会議システム（社内用）についても通信連絡用に使用する。

○ 外部電源喪失時の通信手段・作業環境確保

外部電源喪失時に緊急時対策を実施するために、防災業務計画に明示されていないが、以下の対応を実施する。

必要箇所との連絡手段確保のため、ページングについては、小型発電機または電源車から、電力保安通信用電話設備については、小型発電機から給電可能とする（図－1参照）。また、夜間における復旧作業に緊急性を要する範囲の照明については、小型発電機から給電可能とする（図－2参照）。

（実施計画：II-1-13-1～5）

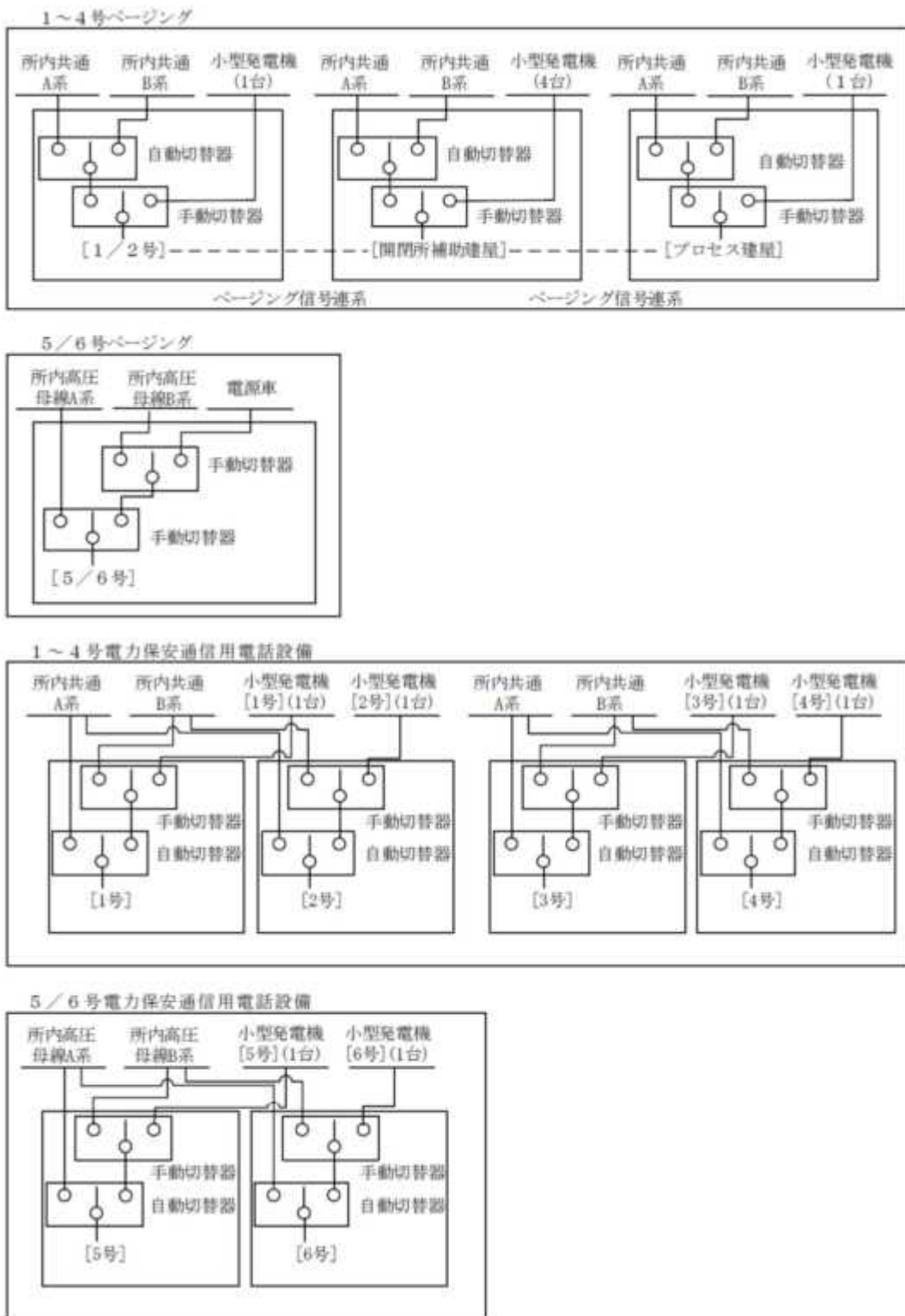
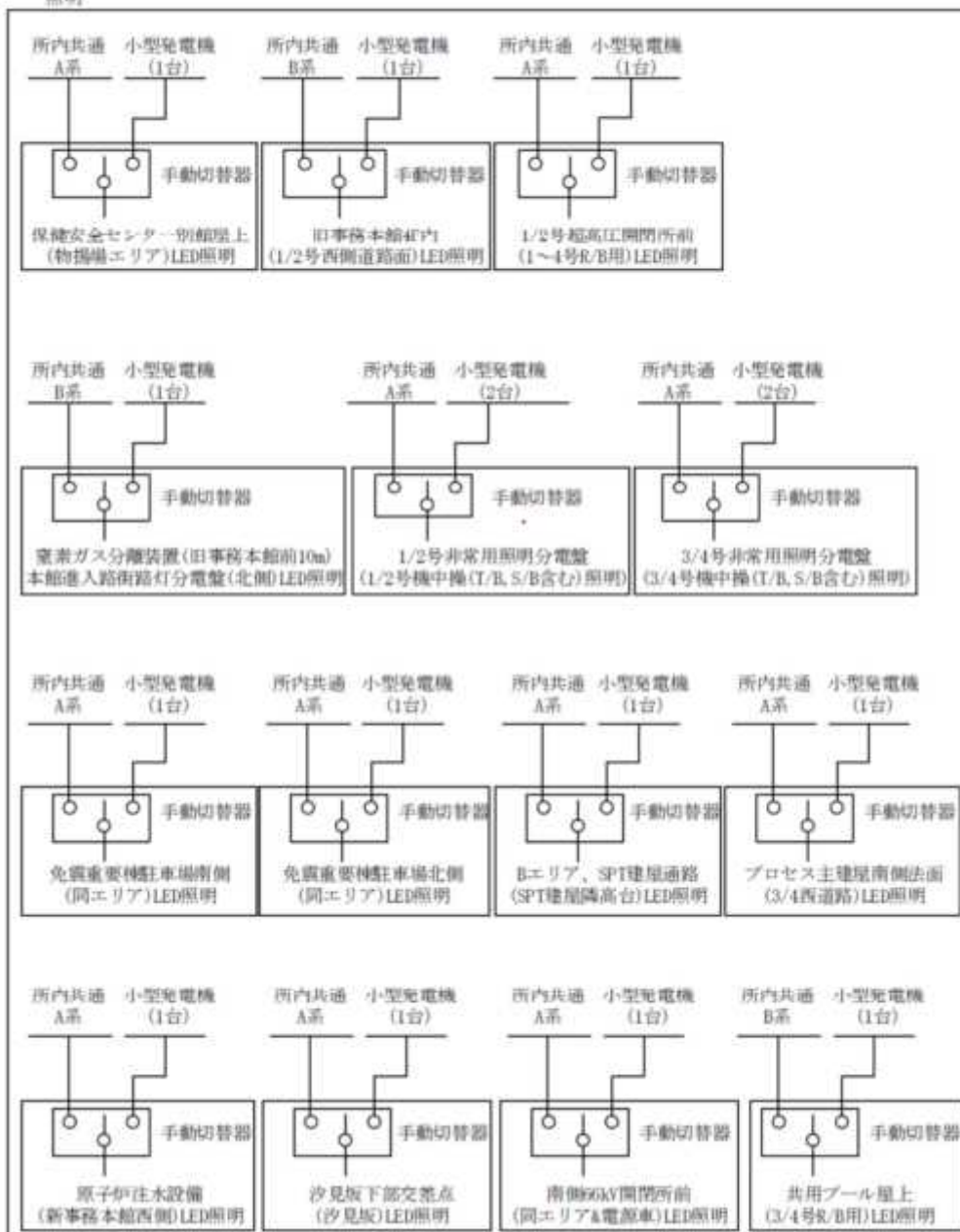


図-1 ページング・電力保安通信用電話設備 電源系統図

照明



図一 2 作業用照明 電源系統図

Ⅱ.14 設計上の考慮への適合性

Ⅱ.14.1 準拠規格及び基準への適合性

措置を講ずべき事項

II. 設計，設備について措置を講ずべき事項

1 4. 設計上の考慮への適合性

○施設の設計については，安全上の重要度を考慮して以下に掲げる事項を適切に考慮されたものであること。

① 準拠規格及び基準への適合性

安全機能を有する構築物，系統及び機器は，設計，材料の選定，製作及び検査について，それらが果たすべき安全機能の重要度を考慮して適切と認められる規格及び基準によるものであること。

措置を講ずべき事項への適合方針

○ 準拠規格及び基準への適合性

安全機能を有する構築物，系統及び機器は，設計，材料の選定，製作及び検査について，それらが果たすべき安全機能の重要度を考慮して適切と認められる規格及び基準によるものとする。

(実施計画：II-1-14-1)

2.33.2.1 基本設計

2.33.2.1.1 設置の目的

5・6号機タービン建屋等の大量の滞留水については，一部未復旧の設備がある既設放射性液体廃棄物処理系では処理できないことから，サブドレン設備復旧等による滞留水の発生量抑制及び放射性液体廃棄物処理系の復旧による滞留水の処理ができる時期（サブドレン設備復旧後3年を目途）まで，屋外に滞留水貯留設備を仮設にて設置し処理を行う。

(実施計画：II-2-33-12)

2.33.2.1.2 要求される機能

滞留水を貯留し，放射性物質を閉じ込める機能を有すること。

(実施計画：II-2-33-12)

2.33.2.1.5 主要な機器

(中略)

(2) 移送設備

移送設備は，滞留水を貯留設備へ移送することを目的に，移送ポンプ，耐圧ホース，鋼管及びポリエチレン管で構成する。

移送ポンプは、地下水の流入により増加する滞留水に対して十分対処可能な設備容量を確保する。滞留水の移送は、移送元のタービン建屋の水位や移送先となる貯留設備の水位の状況に応じて、移送ポンプの起動時間を適宜選定して実施する。

耐圧ホース、鋼管及びポリエチレン管は、使用環境を考慮した材料を選定し、必要に応じて保温等を設置する。また、屋外で耐圧ホースを使用する箇所は、汚染拡大防止のため、継手部に抜け防止治具の取付けを実施し、継手が外れない処置をする。

(実施計画：II-2-33-14)

具体的な対応方針

2.33.2.1.3 設計方針

(中略)

(2)規格・基準等

機器の設計、材料の選定、製作及び検査については、原則として適切と認められる規格及び基準によるものとする。

主要材料については、以下の規格・基準類に準拠する。

- ① 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (JSME S NC1-2005/2007)
- ② 原子力発電所耐震設計技術規程 (JEAC-4601(2008))
- ③ 原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601)
- ④ 石油学会規格 縦形容器用レグ (JPI-7R-71-96)
- ⑤ 日本産業規格 (JIS 規格)
- ⑥ ASTM インターナショナル (ASTM 規格)
- ⑦ 中華人民共和国国家標準 (GB 規格)
- ⑧ 国際標準化機構規格 (ISO 規格)
- ⑨ 日本水道協会規格 (JWWA 規格)

(実施計画：II-2-33-12, II-2-33-添8-6)

Ⅱ.14.2 自然現象に対する設計上の考慮への適合性

措置を講ずべき事項

II. 設計，設備について措置を講ずべき事項

1 4. 設計上の考慮への適合性

○施設の設計については，安全上の重要度を考慮して以下に掲げる事項を適切に考慮されたものであること。

②自然現象に対する設計上の考慮への適合性

- ・安全機能を有する構築物，系統及び機器は，その安全機能の重要度及び地震によって機能の喪失を起こした場合の安全上の影響を考慮して，耐震設計上の区分がなされるとともに，適切と考えられる設計用地震力に十分耐えられる設計であること。
- ・安全機能を有する構築物，系統及び機器は，地震以外の想定される自然現象（津波，豪雨，台風，竜巻等）によって施設の安全性が損なわれない設計であること。重要度の特に高い安全機能を有する構築物，系統及び機器は，予想される自然現象のうち最も苛酷と考えられる条件，又は自然力に事故荷重を適切に組み合わせた場合を考慮した設計であること。

措置を講ずべき事項への適合方針

○自然現象に対する設計上の考慮への適合性

- ・安全機能を有する構築物，系統及び機器は，その安全機能の重要度，地震によって機能の喪失を起こした場合の安全上の影響（公衆被ばく影響）や廃炉活動への影響等を考慮した上で，核燃料物質を非密封で扱う燃料加工施設や使用施設等における耐震クラス分類を参考にして耐震設計上の区分を行うとともに，適切と考えられる設計用地震力に耐えられる設計とする。また，確保できない場合は必要に応じて多様性を考慮した設計とする。
- ・安全機能を有する構築物，系統及び機器は，地震以外の想定される自然現象（津波，豪雨，台風，竜巻等）によって施設の安全性が損なわれないものとする。その際，必要に応じて多様性も考慮する。重要度の特に高い安全機能を有する構築物，系統及び機器は，予想される自然現象のうち最も苛酷と考えられる条件，又は自然力に事故荷重を適切に組み合わせた場合を考慮したものとする。

(実施計画：II-1-14-1)

(1)津波

受入タンク，貯留タンク，中間タンク，浄化装置，淡水化装置，浄化ユニットは，アウターライズ津波が到達しないと考えられる5・6号機の標高より高台に設置する。

なお，アウターライズ津波を上回る津波の襲来に備え，大津波警報が出た際は装置の運転を停止し，隔離弁を閉止することで，滞留水の流失を防止する。

(2)台風・豪雨・竜巻

滞留水貯留設備は，大雨警報，暴風警報，竜巻警報，特別警報により台風・豪雨・竜巻の発生の可能性が予見される場合には，汚染水の漏えい防止を図るため，滞留水貯留設備の停止等を行い，設備損傷による影響が最小限になるよう対策を図る。

さらに，放射性物質を吸着する浄化ユニット吸着塔は，ジャバラハウス内に収納しており，直接，雨水，強風の影響を受けない構造としている。

(3)構造強度

滞留水貯留設備を構成する機器は，発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令上，廃棄物処理設備に相当するクラス3 機器と位置付けられる。この適用規格は，「JSME S NC-1 発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（以下，「設計・建設規格」という。）で規定されるものであるが，各機器については，以下のとおり個別に評価する。

（中略）

(2)移送設備

a.移送ポンプ

移送ポンプについては，「設計・建設規格」におけるクラス3 機器の要求を満足するものではないが，系統の温度（常温），圧力（約0.25MPa）を考慮して仕様を選定した上で，試運転を行い有意な漏えい，運転状態に異常がないことを確認する。

以上のことから，移送ポンプは，必要な構造強度を有するものと評価する。

b.耐圧ホース

「設計・建設規格」上のクラス3 機器に対する規定を満足する材料ではないが，系統の温度（常温），圧力（約0.25MPa）を考慮して仕様を選定した上で，漏えい試験を行い，有意な漏えいがないことを確認する。従って，耐圧ホースは，必要な構造強度を有していると評価する。

c. ポリエチレン管

「設計・建設規格」上のクラス 3 機器に対する規定を満足する材料ではないが、系統の温度（常温）、圧力（約 0.25MPa）を考慮して仕様を選定している。また、ポリエチレン管は、一般に耐食性、電気特性（耐電気腐食）、耐薬品性を有しており、鋼管と同等の信頼性を有している。また、以下により高い信頼性を確保している。

- ・ 日本水道協会規格（JWWA 規格）、ISO 規格に適合したポリエチレン管を採用。
- ・ 継手は可能な限り融着構造とする。
- ・ 敷設時には漏えい試験を行い、有意な漏えいがないことを確認する。

以上のことから、ポリエチレン管は、必要な構造強度を有するものと評価する。

(4)耐震性

滞留水貯留設備を構成する機器のうち放射性物質を内包するものは、「JEAC4601 原子力発電所耐震設計技術規程」上の B クラス相当の設備と位置付けられる。

耐震性を評価するにあたっては、「JEAG4601 原子力発電所耐震設計技術指針」等に準拠して構造強度評価を行うことを基本とするが、評価手法、評価基準について実態に合わせたものを採用する場合もある。

支持部材がない等の理由によって、耐震性に関する評価ができない設備を設置する場合においては、可撓性を有する材料の使用等により、耐震性を確保する。

(実施計画：II-2-33-15～18)

Ⅱ.14.3 外部人為事象に対する設計上の考慮への適合性

措置を講ずべき事項

II. 設計，設備について措置を講ずべき事項

1 4. 設計上の考慮への適合性

○施設の設計については，安全上の重要度を考慮して以下に掲げる事項を適切に考慮されたものであること。

③外部人為事象に対する設計上の考慮への適合性

- ・安全機能を有する構築物，系統及び機器は，想定される外部人為事象によって，施設の安全性を損なうことのない設計であること。
- ・安全機能を有する構築物，系統及び機器に対する第三者の不法な接近等に対し，これを防御するため，適切な措置を講じた設計であること。

措置を講ずべき事項への適合方針

○外部人為事象に対する設計上の考慮への適合性

- ・想定される外部人為事象としては，航空機落下，ダムの崩壊及び爆発，漂流した船舶の港湾への衝突等が挙げられる。本特定原子力施設への航空機の落下確率は，これまでの事故実績等をもとに，民間航空機，自衛隊機及び米軍機を対象として評価した（原管発管21第270号実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の再評価結果について（平成21年10月30日））。その結果は約 3.6×10^{-8} 回／炉・年であり， 1.0×10^{-7} 回／炉・年を下回る。したがって，航空機落下を考慮する必要はない。また，特定原子力施設の近くには，ダムの崩壊により特定原子力施設に影響を及ぼすような河川並びに爆発により特定原子力施設の安全性を損なうような爆発物の製造及び貯蔵設備はない。また，最も距離の近い航路との離隔距離や周辺海域の流向を踏まえると，航路を通行する船舶の衝突により，特定原子力施設が安全機能を損なうことはない。
- ・安全機能を有する構築物，系統及び機器に対する第三者の不法な接近，妨害破壊行為（サイバーテロ等の不正アクセス行為を含む）及び核物質の不法な移動を未然に防止するため，下記の措置を講ずる。
 - ①安全機能を有する構築物，系統及び機器を含む区域を設定し，それを取り囲む物的障壁を持つ防護された区域を設けて，これらの区域への接近管理，入退域管理を徹底する。
 - ②探知施設を設け，警報，映像監視等，集中監視する設計とする。
 - ③外部との通信設備を設ける。
(実施計画：II-1-14-1-2)

Ⅱ.14.4 火災に対する設計上の考慮への適合性

措置を講ずべき事項

II. 設計，設備について措置を講ずべき事項

1 4. 設計上の考慮への適合性

○施設の設計については，安全上の重要度を考慮して以下に掲げる事項を適切に考慮されたものであること。

④火災に対する設計上の考慮への適合性

火災発生防止，火災検知及び消火並びに火災の影響の軽減の方策を適切に組み合わせて，火災により施設の安全性を損なうことのない設計であること。

措置を講ずべき事項への適合方針

○火災に対する設計上の考慮への適合性

火災により施設の安全性が損なわれることを防止するために火災発生防止，火災検知及び消火並びに火災の影響の軽減の方策を適切に組み合わせた措置を講じる。

(実施計画：II-1-14-2)

○火災発生防止の観点から基本的に不燃性又は難燃性の材料を使用し，装置周辺から可能な限り可燃物を排除する。また，浄化ユニット及び電源設備の近傍に消火器を設置することで，万一火災が発生しても早急に初期消火できるよう備える。さらに火災の検知の観点から，巡視点検，監視カメラによる監視を行う。

(実施計画：II-2-33-16)

Ⅱ.14.5 環境条件に対する設計上の考慮への適合性

措置を講ずべき事項

II. 設計，設備について措置を講ずべき事項

1 4. 設計上の考慮への適合性

○施設の設計については，安全上の重要度を考慮して以下に掲げる事項を適切に考慮されたものであること。

⑤環境条件に対する設計上の考慮への適合性

安全機能を有する構築物，系統及び機器は，経年事象を含むすべての環境条件に適合できる設計であること。特に，事故や地震等により被災した構造物の健全性評価を十分に考慮した対策を講じること。

措置を講ずべき事項への適合方針

○安全機能を有する構築物，系統及び機器は，それぞれの場所に応じた圧力，温度，湿度，放射線等に関する環境条件を考慮し，必要に応じて換気空調系，保温，遮へい等で維持するとともに，そこに設置する安全機能を有する構築物，系統及び機器は，これらの環境条件下で期待されている安全機能が維持できるものとする。特に，事故や地震等により被災した構造物については，健全性評価を実施して対策を講じる。

(実施計画：II-1-14-2)

具体的な対応方針

滞留水貯留設備については，屋外に設置されているため，紫外線による劣化及び凍結による破損が懸念されるが，貯留設備，油分分離装置，浄化装置及び淡水化装置は，主に鋼製の材料を使用していることから，問題ないと考える。また，耐圧ホース及びポリエチレン管については，紫外線による劣化及び凍結による破損が懸念されるため，保温材を取り付ける。

また，増設及び取替範囲に該当する設備の環境条件対策については以下に示す。

①腐食対策

海水による炭素鋼の腐食速度は，「材料環境学入門」（腐食防食協会編，丸善株式会社）より，0.1mm/年程度と評価される。炭素鋼を使用している配管・機器は，必要肉厚に対して十分な肉厚があり腐食代を有していることを確認している。また，炭素鋼を使用している配管及び浄化ユニット構成機器の内面に対して，ゴムライニング又はポリエチレンライニングを施す。

その他については，耐食性を有するステンレス材，ポリエチレン管等を使用する。

②紫外線対策

屋外に設置する移送ポンプ（水中ポンプを除く）はテントハウスに、浄化ユニットはジャバラハウスに設置することにより紫外線劣化を防止する。なお、ジャバラハウス及びテントハウスの素材は紫外線に強い素材を使用する。また、屋外に設置する配管は保温材を適切に設けることにより紫外線劣化を防止する。

③凍結防止対策

屋外に設置する移送ポンプ（水中ポンプを除く）はテントハウスに、浄化ユニットはジャバラハウスに設置し、ヒータで加温することにより凍結を防止する。また、屋外に設置する配管には保温材等を適切に設けることにより凍結を防止する。

(実施計画：II-2-33-16)

Ⅱ.14.7 運転員操作に対する設計上の考慮 への適合性

措置を講ずべき事項

II. 設計，設備について措置を講ずべき事項

1 4. 設計上の考慮への適合性

○施設の設計については，安全上の重要度を考慮して以下に掲げる事項を適切に考慮されたものであること。

⑦運転員操作に対する設計上の考慮への適合性

運転員の誤操作を防止するための適切な措置を講じた設計であること。

2.14.7.1 措置を講ずべき事項への適合方針

運転員の誤操作を防止するため，盤の配置，操作器具等の操作性に留意するとともに，計器表示及び警報表示により施設の状態が正確，かつ，迅速に把握できるものとする等，適切な措置を講じた設計とする。また，保守点検において誤りを生じにくいよう留意したものとする。

(実施計画：II-1-14-2)

Ⅱ.14.8 信頼性に対する設計上の考慮への 適合性

措置を講ずべき事項

II. 設計，設備について措置を講ずべき事項

1 4. 設計上の考慮への適合性

○施設の設計については，安全上の重要度を考慮して以下に掲げる事項を適切に考慮されたものであること。

⑧信頼性に対する設計上の考慮への適合性

- ・安全機能や監視機能を有する構築物，系統及び機器は，十分に高い信頼性を確保し，かつ，維持し得る設計であること。
- ・重要度の特に高い安全機能を有するべき系統については，その系統の安全機能が達成できる設計であるとともに，その構造，動作原理，果たすべき安全機能の性質等を考慮して，多重性又は多様性及び独立性を備えた設計であること。

2.14.8.1 措置を講ずべき事項への適合方針

○安全機能や監視機能を有する構築物，系統及び機器は，十分に高い信頼性を確保し，かつ，維持し得るものとする。

○重要度の特に高い安全機能を有する系統については，その構造，動作原理，果たすべき安全機能の性質等を考慮し，原則として多重性又は多様性及び独立性を備えたものとする。

(実施計画：II-1-14-2)

具体的な対応方針

○ 5・6号機滞留水配管の水撃評価

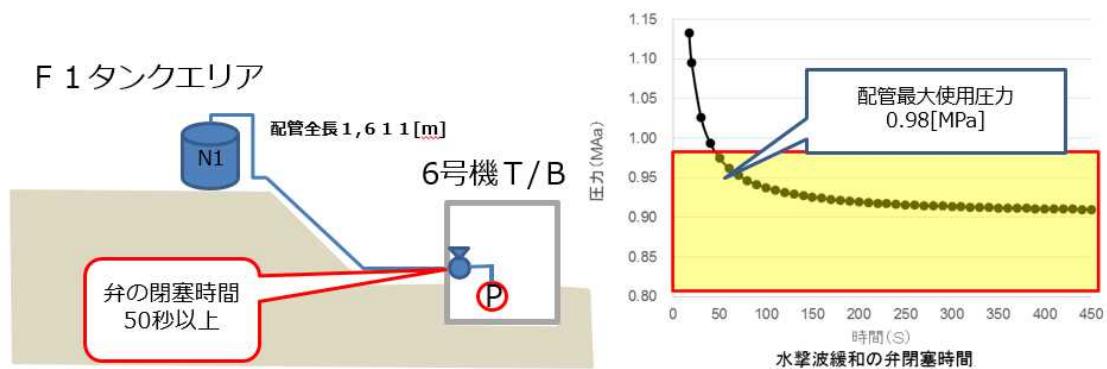
・ 水撃対策

a. 管路全長

1,611 [m] (図1より)

前提として流体は淡水，重力加速度は $9.8[m/s^2]$ ，配管最大使用圧力 $0.98[MPa]$ とする。

評価の結果，水撃波速度は $193[m/s]$ となり，これによる弁が緩閉塞とならない時間は17秒以上，配管の最高使用圧力以下で滞留水移送を停止させることを考慮すると，移送ポンプの出口弁（M0弁）を50秒以上かけて閉塞することで水撃緩和及びPE管の保護は可能。



※水理公式集[平成11年度版] (社)土木学会 水門鉄管技術基準 (水門鉄管協会) に基づき評価

図1 5・6号機滞留水移送配管の水撃評価

○ 5・6号機滞留水ポンプの仕様変更

・前提条件

- a. 移送先 : 6号機T/B⇒N1タンクまで移送可能であること
- b. 移送流量 : 18m³/h以上
- c. ポンプ容量 : 「揚程 - ((配管摩擦損失 + 高低差) × 安全率) = 余裕」が正の値であること

表 1 既設ポンプの移送可否

揚程(m)	配管摩擦損失(mAq)	高低差(m)	安全率(mAq)	余裕(m)
65	27.65	42	1.2	-18.58

計算 : 「65 - (27.65 + 42) × 1.2 = -18.58」 ⇒ 移送不可

表 2 新設ポンプの移送可否

揚程(m)	配管摩擦損失(mAq)	高低差(m)	安全率(mAq)	余裕(m)
93	27.65	42	1.2	9.42

計算 : 「93 - (27.65 + 42) × 1.2 = 9.42」 ⇒ 移送可

Ⅱ.14.9 検査可能性に対する設計上の考慮 への適合性

措置を講ずべき事項

II. 設計，設備について措置を講ずべき事項

1 4. 設計上の考慮への適合性

○施設の設計については，安全上の重要度を考慮して以下に掲げる事項を適切に考慮されたものであること。

⑨検査可能性に対する設計上の考慮への適合性

安全機能を有する構築物，系統及び機器は，それらの健全性及び能力を確認するために，適切な方法によりその機能を検査できる設計であること。

措置を講ずべき事項への適合方針

○安全機能を有する構築物，系統及び機器は，それらの健全性及び能力を確認するため，その安全機能の重要度に応じ，必要性及び施設に与える影響を考慮して適切な方法により，検査ができるものとする。

(実施計画：II-1-14-2)

○5・6号機仮設設備（滞留水貯留設備）は，滞留水を移送できること及び滞留水処理量を確認するための検査が可能な設計とする。

(実施計画：II-33-13)

『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』 該当項目の整理表（案件：5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良）

目次	該当項目	理由
I 全体工程及びリスク評価について講ずべき事項	○	5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良は、フランジタンクの漏えいリスクを低減するための変更であり、1Fのリスク低減に必要となるため。
II 設計、設備について措置を講ずべき事項		
1 原子炉等の監視	－	5・6号機滞留水移送設備は、滞留水移送を図るための設備であり、RPV/PCV/SFP内の使用済み燃料等の監視に関する内容ではないため。
2 残留熱の除去	－	5・6号機滞留水移送設備は、滞留水移送を図るための設備であり、RPV/PCV内の燃料デブリ、SFP内の燃料体の残留熱除去に関する内容ではないため。
3 原子炉格納施設雰囲気監視等	－	5・6号機滞留水移送設備は、滞留水移送を図るための設備であり、PCV内の気体の監視等に関する内容ではないため。
4 不活性雰囲気維持	－	5・6号機滞留水移送設備は、滞留水移送を図るための設備であり、RPV/PCV内の可燃性ガスに関する内容ではないため。
5 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理	－	5・6号機滞留水移送設備は、滞留水移送を図るための設備であり、燃料の適切な貯蔵・管理に関する内容ではないため。
6 電源の確保	－	5・6号機滞留水移送設備は、特に高い安全機能や監視機能を有する構築物、系統及び機器ではないため。 また、本設備の新設によって、外部電源系や非常用所内電源系等の機器故障による、異常の検知、異常の拡大及び伝搬を防ぐ設計に変更はないため。
7 電源喪失に対する設計上の考慮	－	5・6号機滞留水移送設備は、滞留水移送を図るための設備であり、全交流電源喪失時のRPV/PCV内やSFPへの冷却を確保し、かつ復旧するための手段ではないため。
8 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理	○	5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良によって、放射性固体廃棄物が発生するため。
9 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理	○	5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良によって、放射性液体廃棄物が発生するため。
10 放射性気体廃棄物の処理・管理	－	5・6号機滞留水移送設備は、滞留水移送を図るための設備であり、放射性気体廃棄物の処理等に関する内容ではないため。
11 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等	－	5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良によって、敷地境界における実効線量の影響を与えないため。
12 作業員の被ばく線量の管理等	○	5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良によって、作業員の被ばく線量の管理等を実施するため。
13 緊急時対策	○	5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良及び運用時において、緊急時の通信連絡手段や安全避難通路等が問題ないことを説明する必要があるため。
14 設計上の考慮		
① 準拠規格及び基準	○	5, 6号滞留水移送設備は、果たすべき安全機能の重要度を考慮して、適切と認められる規格及び基準によるものである必要があるため。
② 自然現象に対する設計上の考慮	○	5・6号滞留水移送設備は、適切と考えられる設計用地震力に十分耐えられるよう設計する必要があるため。 5・6号滞留水移送設備は、地震以外の想定される自然現象によって、安全性が損なわれない必要があるため。
③ 外部人為事象に対する設計上の考慮	○	5・6号滞留水移送設備は、安全機能を有する構築物、系統及び機器に該当するため。
④ 火災に対する設計上の考慮	○	5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良によって設置するポンプは油内包機器であり火災に対する設計上の考慮に適合できる設計であるため。
⑤ 環境条件に対する設計上の考慮	○	5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良によって設置するポンプ、弁、配管は経年事象を含むすべての環境条件に適合できる設計である必要があるため。
⑥ 共用に対する設計上の考慮	－	5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良によって設置するポンプ、弁、配管は複数の施設間で共用をしないため。
⑦ 運転員操作に対する設計上の考慮	○	5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良によって設置するポンプ、弁は運転員の誤操作を防止する適切な措置を講じる必要があるため。
⑧ 信頼性に対する設計上の考慮	○	5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良によって設置するポンプ、弁、配管は十分に高い信頼性を確保し、かつ維持しうる設計である必要があるため。
⑨ 検査可能性に対する設計上の考慮	○	5・6号機滞留水移送設備の移送配管及び移送ポンプの改良によって設置するポンプ、弁、配管はそれらの健全性及び能力を確認する検査ができる設計であるため。
15 その他措置を講ずべき事項		
III 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項	－	本変更申請は、本項目に関する内容でないため。
IV 特定核燃料物質の防護	－	本変更申請は、本項目に関する内容でないため。
V 燃料デブリの取出し・廃炉のために措置を講ずべき事項	－	本変更申請は、本項目に関する内容でないため。
VI 実施計画を策定するにあたり考慮すべき事項	－	本変更申請は、既に策定された実施計画の変更であるため。
VII 実施計画の実施に関する理解促進	－	本変更申請は、理解促進に関する取り組みに変更がないため。
VIII 実施計画に係る検査の受検	－	本変更申請により、検査の受検の考え方に変更はないため。